

諸外国に植物等を輸出する場合の検査条件一覧(早見表):携帯品編

本表は令和5年12月4日現在の情報に基づくものです。

【貨物での検査条件はこちら】

【郵便物での検査条件はこちら】

Table with columns for Country/Region (種類), Plant Type (くだもの, やさい(果菜), やさい(葉菜), やさい(根菜)), and Inspection Conditions (備, 考). Rows include countries like Korea, Taiwan, China, etc., and plant types like Kiwi, Citrus, etc.

クリック

【本表について】
・ 諸外国に植物等を輸出する場合は、輸出相手国が定める輸入に関する植物検査制度に従う必要があります。
・ 本表では、輸出相手国が公表している規則等を元にして各品目に求められている検査条件を掲載しています。
・ 本表に掲載されていない国、品目については、植物防疫所へお問い合わせください。
・ ファイル上で国名をクリックすると、その国の品目別検査条件一覧表をWEB上で参照できます。

【表中の記号について】 ※注意事項1を参照
◎: 植物検査証明書(注1)無しで輸出できます。
Q: 植物検査証明書を添付すれば輸出できます。
P: 輸出相手国の「輸入許可証(注2)」を取得する必要があります。
☆: 二国間合意に基づく特別な検査条件を満たしたもののみ輸出できます。
詳細についてはこちら
×: 輸出できません。
(注1: 植物検査証明書は植物防疫所が行う輸出検査に合格すると発給されます。)
(注2: 輸入許可証は輸出相手国の植物検査当局で申請・取得します。)

【表中の注釈(*)について】
*1 輸出相手国が輸入を原則禁止。
*2 輸出相手国の検査条件が未設定又は不明。
*3 北緯30度以南の南西諸島、小笠原諸島、大東諸島で生産されたものの輸出は不可。
*4 キプロス向けは果実に葉が付いていること。
*5 4月16日～9月30日の期間に輸入される場合は、植物検査証明書が必要。
*6 奄美諸島、小笠原諸島、琉球諸島、トカラ列島、火山列島で生産されたものの輸出は不可。
*7-1 栽培地検査及び消毒が必要。
*7-2 栽培地検査又は消毒が必要。
*7-3 栽培地検査及び栽培環境によっては消毒が必要。
*8 栽培地検査が必要。
*9 消毒が必要。
*10-1 四国、九州及び南西諸島で生産されたものの輸出は不可。
*10-2 九州及び南西諸島で生産されたものの輸出は不可。
*11 植物検査の対象とならない場合あり(輸入許可証及び植物検査証明書が不要)。
*12 1人1kgまで。複数種類の穀類・豆類を持ち込む場合は、それらの合計で1kgまで。
*13 南西諸島及び小笠原諸島で生産されたものの輸出は不可。
*14 総重量5kg以下の場合には輸出検査が不要。
*15 生産された地区によって、輸出相手国が輸入を禁止している場合があります。
詳しくは、植物防疫所にお問い合わせください。
*16 園地の承認又は消毒が必要。
※注意事項・ご利用方法

1. 利用上の注意
当早見表に掲載されている検査条件は正確な情報の提供に努めておりますが、元となる諸外国の検査規則は変更されることがあり、実際の内容と異なっている場合があります。このため、実際の輸出に際しては、現地輸入者等の関係者を通じて輸出相手国の農業担当当局または植物検査当局に確認するか、あるいは輸出相手国の在日大使館にお問い合わせいただくことをお勧めします。ご不明点等ありましたら、植物防疫所にお問い合わせください。
また、検査条件は、各国の植物検査上で要求されており、当早見表で植物検査上は輸入が可能となつている場合であっても、各国の他の法令やワシントン条約等により輸入が制限される場合があります。

2. 諸外国の輸入許可制度について
輸出相手国の輸入許可に関する照会・手続については、現地輸入者等の関係者を通じて輸出相手国の農業担当当局または植物検査当局に確認するか、あるいは輸出相手国の在日大使館にお問い合わせください。
なお、輸出相手国によっては、輸入許可証の発給要件として現地に住所を有する者とされている場合がありますので、ご注意ください。

【植物の輸出相談窓口】
横浜植物防疫所業務部輸出検査担当 TEL 045-211-7155 / FAX 045-211-2171
名古屋植物防疫所輸出検査担当 TEL 052-651-0114 / FAX 052-651-0115
神戸植物防疫所業務部輸出検査担当 TEL 078-331-2384 / FAX 078-391-1757
門司植物防疫所輸出検査担当 TEL 093-280-4319 / FAX 093-321-0481
那覇植物防疫事務所輸出及び国内検査担当 TEL 098-868-1679 / FAX 098-861-5500

【注意事項】 実際の輸出に際しては、現地輸入者等の関係者を通じて輸出相手国の植物検疫当局または農業担当部局に確認してください。

諸外国に物品等を輸出する場合の検疫条件一覧（早見表）：携帯品編

本表は令和6年3月24日現在の情報に基づくものです。

[【貨物での検疫条件はこちら】](#)

[【郵便物での検疫条件はこちら】](#)

種類	輸出相手国・地域	機械類						その他					備考
		農業、林業、園芸に使用される中古VME（収種機、製材機、木材運搬トラック、動物輸送車両、堆肥及び肥料トレーラー、トラクター）	土木用中古VME（ヘルメット、露天掘り装置）	廃棄物処理用中古VME（ゴミキヤップ、廃棄物トラック）	深部探掘用中古VME	屋外で使用される工業用中古VME（クレーン）	（例）オートバイ、四輪駆動車、エンジン付き自転車、中古部品、取り付けられたタイヤ）	香辛料	干し柿	干し柿（あんぼ柿）	バックご飯	プリザーブドフラワー	
アジア	韓国	-	-	-	-	-	-	◎*4	☆	☆	◎	◎	<p>【本表について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・諸外国に植物等を輸出する場合は、輸出相手国が定める輸入に関する植物検疫制度に従う必要があります。 ・本表では、輸出相手国が公表している規則等を元にして各品目に求められている検疫条件を掲載しています。 ・VMEとは、車両、機械及び装置の略です。 <p>※注意事項・ご利用方法</p> <p>1. 利用上の注意 当早見表に掲載されている検疫条件は正確な情報の提供に努めておりますが、元となる諸外国の検疫規則は変更されることがあり、実際の内容と異なる場合があります。本表の情報は参考情報としてご利用ください。実際の輸出に際しては、現地輸入者等の関係者を通じて輸出相手国の植物検疫当局または農業担当部局に確認してください。 また、検疫条件は、各国の植物検疫上での要求であり、当早見表で植物検疫証明書の添付が不要となっている場合であっても、各国の他の法令により輸入が制限される場合があります。</p> <p>2. 諸外国の輸入許可制度について 輸出相手国の輸入許可に関する照会・手続については、現地輸入者等の関係者を通じて輸出相手国の農業担当部局または植物検疫当局に確認するか、あるいは輸出相手国の在日大使館にお問い合わせください。</p> <p>【表中の記号について】</p> <p>※1. 利用上の注意を参照 ◎：植物検疫証明書（注1）の添付は不要です。 Q：植物検疫証明書の添付が必要です。 △：輸出相手国の検疫条件が設定されていない、または不明です。輸出相手国にご確認ください。 P：輸出相手国の「輸入許可証（注2）」を取得する必要があります。 ×：輸出相手国が輸入を原則禁止。 ☆：個別に輸出相手国に確認が必要です。（植物の種類や加工の内容などによって要求措置が異なります。詳細は輸出相手国にご確認下さい。） -：想定されていないため対象外</p> <p>（注1：植物検疫証明書は輸出検査に合格すると発給されます。） （注2：輸入許可証は輸出相手国より発給されます。）</p> <p>【表中の注釈（*）について】</p> <p>*1：輸出前消毒など、その他の措置が必要。 *2：加工の内容によっては植物検疫証明書の添付が必要な場合があります。輸出相手国にご確認ください。 *3：輸入許可証の要件については輸出相手国にご確認ください。 *4：小売り容器に密閉されたものに限る。それ以外については輸出相手国にご確認ください。 *5：植物の種類や加工の内容等によって要求措置が異なる可能性があります。詳細は輸出相手国にご確認ください。</p> <p>【植物の輸出相談窓口】</p> <p>横浜植物防疫所業務部輸出検疫担当 TEL 045-211-7155 / FAX 045-211-2171 名古屋植物防疫所輸出検疫担当 TEL 052-651-0114 / FAX 052-651-0115 神戸植物防疫所業務部輸出検疫担当 TEL 078-331-2384 / FAX 078-391-1757 門司植物防疫所輸出検疫担当 TEL 093-280-4319 / FAX 093-321-0481 那覇植物防疫事務所輸出及び国内検疫担当 TEL 098-868-1679 / FAX 098-861-5500</p>
	台湾	-	-	-	-	-	-	Q*2	☆	☆	◎	☆	
	中国	-	-	-	-	-	-	Q	Q	Q	△	Q	
	香港	-	-	-	-	-	-	◎*5	◎	◎	◎	◎	
	フィリピン	-	-	-	-	-	-	△	△	△	△	△	
	ベトナム	-	-	-	-	-	-	Q*3	Q*3	Q*3	◎	Q*3	
	シンガポール	-	-	-	-	-	-	◎*5	◎	◎	◎	◎	
	インド	-	-	-	-	-	-	Q*1	◎	◎	◎	☆	
欧州	EU	-	-	-	-	-	-	◎*5	◎	◎	◎	◎	
	英国	-	-	-	-	-	-	◎*5	◎	◎	◎	◎	
	ロシア	-	-	-	-	-	-	◎*5	Q	Q	◎	Q	
北米	米国(本土)	-	-	-	-	-	-	◎*5	◎	☆	◎	◎	
	カナダ	-	-	-	-	-	-	◎*5	◎	◎	◎	◎	
	メキシコ	-	-	-	-	-	-	Q	Q	Q	◎	Q	
	ペルー	-	-	-	-	-	-	Q*1	Q*1	Q*1	◎	Q*1	
	チリ	-	-	-	-	-	-	◎*5	◎	◎	◎	◎	
大洋州	オーストラリア	-	-	-	-	-	-	☆	☆	☆	◎	☆	